

前子ども若者はぐくみ局長収賄事件及び同事件に関する調査結果を踏まえた 市長及び副市長の給与減額の方針と職員の懲戒処分等について

前子ども若者はぐくみ局長収賄事件及び同事件に関する調査結果を踏まえ、市会に対し、市長及び副市長の給与減額に関する議案を提案する予定をしています。併せて、同調査で判明した「京都市職員の倫理の保持に関する条例」等で禁止する行為を行った職員や、管理監督責任があった職員、計18名(①～⑱)に対して、懲戒処分等を行いました。

※ 前子ども若者はぐくみ局長に対しては、令和4年4月8日付けで懲戒免職処分を行いました。

記

1 市長及び副市長の給与減額の方針

	市長	吉田副市長
理由	前局長の逮捕等により市民の市政に対する信頼を失墜させたことに関する、前局長の任命責任に加え、子ども若者はぐくみ局の組織運営上の問題があったことに関する責任を明確にするため。	令和3年度の副市長就任以降、子ども若者はぐくみ局の組織運営上の問題があったことに関する責任を明確にするため。
減額内容	100分の30、3箇月	100分の10、2箇月
備考	給与減額に関する議案を、速やかに市会に提案する予定。	

※ 既に令和3年4月1日から、市長は△30%、副市長は△15%のカットを実施中。

2 自宅へ送付された物品の受領等に関する処分（2名）

①

被処分者	<ul style="list-style-type: none"> ○所 属 行財政局付（行為当時：子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室） ○年齢・性別 51歳・男性 ○職位・職種 部長級・事務（行為当時：課長級）
処分内容	戒告
事案概要	<p>被処分者は、以下の行為を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年5月以降、同人の利害関係者であった社会福祉法人の理事長（当時。以下「前理事長」という。）から、被処分者の自宅へ送付される形で、菓子や3回、食品及び弁当を各1回、それぞれ受領した。 2 平成29年11月4日、同法人の周年記念式典に出席した際に、同式典の記念品とともに、同人の名入れがされたボールペン（1万円程度）を受領した。 3 平成30年12月頃、市内の飲食店で前理事長と会食し、その費用として前理事長に1万円を渡した。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行為当時、被処分者は、民間保育園の認可等に係る意思決定に関与する立場にあり、この点で前理事長は利害関係者であった。 ○ 上記行為以前にも、被処分者が職務のために同法人を訪問した際に物品の贈与の働き掛けがあり、被処分者は固辞したり、同法人の職員に返却をするなどの対応を行っていたが、前理事長が激怒したため、同人を極力刺激しないようにすることを考えるようになった。 ○ このような中、上記行為1及び行為2に関して、被処分者は、上記物品の受領後、それぞれ同等又は同等以上の物品等を購入し、前理事長に渡していた。 ○ また、行為3に関しては、前理事長が費用の支払いを受け入れなかったため、同人の鞆に1万円を入れたものであるが、被処分者の飲食に要した費用の全てを負担したとまでは認められない。 なお、後日、被処分者は衣類（約1万円）を購入のうえ、前理事長に渡していた。

②

被処分者	<ul style="list-style-type: none"> ○所 属 子ども若者はぐくみ局（行為当時：保健福祉局子育て支援部保育課（子ども若者はぐくみ局創設前）） ○職位・職種 課長級・事務（行為当時：課長級）
処分内容	市長名による嚴重文書訓戒
事案概要	<p>被処分者は、平成22年度から平成24年度までの間、同人の利害関係者であった社会福祉法人の前理事長から、被処分者の自宅へ送付される形で、年1回、中元又は歳暮（1万円に満たない程度の食品）を受領した。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被処分者は、行為当時、民間保育園の認可等に係る業務を担当しており、この点で、前理事長は利害関係者であった。 ○ 被処分者は、前理事長に当該物品の返却を申し出たが、了承してもらえなかったため、「今後はこのようなことはやめてください。」と伝え、同等の食品を購入のうえ、前理事長に渡していた。

3 監査業務のために利害関係者である社会福祉法人を訪問した際に、昼食等の提供を受けたことに関する処分（9名）

監査業務のために利害関係者である社会福祉法人を訪問した際に、同法人の前理事長等から昼食等の提供を受けていた者に対して、次のとおり、監察監名によるけん責処分を行った。

	被処分者		事案概要		けん責処分の内容 (注3)
	所属 (注1)	職位 ・ 職種	時期 (当時の職位)	提供内容 (注2)	
③	保健福祉局	課長 ・ 事務	a平成30年（係長） b令和元年（係長） c令和3年（課長補佐）	a及びb：法人職員が調理した昼食、雑貨 c：仕出し弁当	嚴重文書訓戒
④	総合企画局	係長 ・ 事務	平成30年（係長）	法人職員が調理した昼食、ハンカチ	文書嚴重注意
⑤	子ども若者はぐくみ局	課長補佐 ・ 事務	令和3年（課長補佐）	仕出し弁当	文書嚴重注意
⑥	子ども若者はぐくみ局	課長補佐 ・ 事務	令和3年（課長補佐）	仕出し弁当	文書嚴重注意
⑦	行財政局	課長 ・ 事務	平成24年～平成28年の間に2・3回（課長、課長補佐、係長）	法人職員が調理した昼食	文書注意
⑧	行財政局	係長 ・ 事務	令和元年（係長）	法人職員が調理した昼食	文書注意
⑨	子ども若者はぐくみ局	係長 ・ 事務	平成28年（係長）	法人職員が調理した昼食	文書注意
⑩	子ども若者はぐくみ局	係長 ・ 保育士	令和3年（主任）	仕出し弁当	文書注意
⑪	左京区役所	係長 ・ 事務	平成29年の冬に2回（係長）	法人職員が調理した昼食	文書注意

注1 行為当時の所属は、社会福祉法人の監査を担当していた所属であり、各年度ごとの所属名称は以下のとおり。

平成24年度～平成26年度：保健福祉局保健福祉部監査指導課

平成27年度～平成28年度：保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課

平成29年度～：子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

注2 「仕出し弁当」は3千円程度、「法人職員が調理した昼食」はおおむね千円程度のもの。

注3 処分量定の検討に当たり、被処分者らに共通する次の事情を考慮したほか、提供内容や行為時の職位等を踏まえて、量定の加重・斟酌を行った。

- ・ 被処分者らは、食事等の提供は不要である旨を事前又は提供時に伝える等の対応を行っていたが、前理事長等から喫食等を強要されていたこと。
- ・ 相当額の支払を申し出たうえで請求された金額を支払う、又は、支払が受け付けられない場合には相手方の銀行口座へ相当額を返金するといった対応を行っていたこと。

4 管理監督責任に関する処分（7名）

多数の職員が、利害関係者からの物品の受領、昼食等の提供を受けていたにもかかわらず、組織の問題として顕在化させ、正しく対処すること等を怠っていた管理監督責任者に対して、次のとおり、けん責処分を行った。

	被処分者		管理監督責任の 対象年度及び役職	けん責処分 の内容
	所属	職位 ・ 職種		
⑫	子ども若者 はぐくみ局	局長 ・ 事務	【平成30年度～令和3年度】 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長 (局の監察主幹)	市長名による 文書厳重注意
⑬	伏見区役所 深草支所	局長 ・ 事務	【平成29年度～令和元年度】 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長	市長名による 文書注意
⑭	子ども若者 はぐくみ局	部長 ・ 事務	【令和3年度】 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室 監査担当部長	監察監名による 文書注意
⑮	北区役所	部長 ・ 事務	【平成25年度～平成27年度】 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課労務担当 課長（局の監察主任）	監察監名による 文書注意
⑯	山科区役所	部長 ・ 事務	【平成24年度】 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課労務担当 課長（局の監察副主任）	監察監名による 文書注意
⑰	環境政策局	課長 ・ 事務	【平成28年度】 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課労務担当 課長（局の監察主任）	監察監名による 文書注意
⑱	子ども若者 はぐくみ局	課長 ・ 事務	【令和2年度～令和3年度】 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室 企画総務課長（局の監察主任）	監察監名による 文書注意